

## 意見出し（医療法人の事業展開等に関する検討会）

東京大学大学院医学系研究科教授 橋本英樹

1. 本「地域連携型医療法人制度（仮称）」が目指すものについて、前回の会合では、吉田審議官より「地域包括ケアシステムの新しいマネジメントの形態」を探るものとしてその意義が確認されたところでしたが、今回の資料では冒頭「1. 新型法人の事業地域範囲」で「事業地域範囲については、地域医療構想区域を基本として、地域の医療事業を実施するのに適当な範囲を新型法人が定め、」とあり、「地域の医療事業」に限定されたものとなっている点で、前回の議論を無視し事業を「医療」に限定することが明確にされているが、これはどのような議論を踏まえた事務局の判断なのかについて、まず明確な説明がなされるべきだと思います。
2. 「参加法人の範囲」についても医療事業を実施する法人と限定されているが、本「新型法人」が地域包括ケアを担うものであれば、たとえ参加法人が医療事業実施法人に限定されたとしても、介護・福祉を含む地域資源・法人との連携を意識した役割・機能を付与すべきであり、それを自由に行える資格を与えるべきでしょう。一方、医療事業だけに限定するのであれば、特段そうした機能の付与は必要ないかもしれませんが、そうであれば、新型法人を用意するそもそもの意味を失うと思います。
3. 3の「新型法人の業務内容」（1）「統一的な事業実施方針の決定」で「医療機能の分化・各医療機関等の連携に関する事項は必須とすることとしてはどうか」とありますが、病床区分の再配分、病床数規制の緩和などと同時に検討することとしないと、硬直的で実際には難しくなりそうですが、医療法との関係はどのように調整する予定ですか？
4. 3ページの「関連事業を行う株式会社・一般社団法人等への出資」のところについて強い違和感を覚えます。なぜ株式会社ならびに一般社団法人など、なのですか？これらを含むのであれば、他の民間組織への出資はなぜ含まないのですか？たとえばNPOや、有限会社・個人経営者など。地域包括ケア実現に必要な地域資源を活用する道をつけるということであれば、一定の会計透明性を担保している限り、これを妨げる理由がわかりません。
5. 5ページ、「参加法人の統括」とあるが、新型法人は事業の統括を行うのか、法人を統括するのか？参加法人はその事業のすべてを新型法人のもとに置くことが求められるのか？その必要はないと考える。
6. 6ページ、地域協議会（仮称）について「地域の関係者」というあいまいな表現でよいのか？地域包括ケア体制を担う、つまり地域に対しての経営責任を果たすということであれば、地域行政関係者、地域包括ケアにかかわる地域組織（社会福祉協議会など）も協議会の一員となるべき。また当該法人と利益相反関係にあるものは、必ず外されることを明記すべきである。理事任命についても「地域関係者」なるあいまいな表現で利益相反にあるものが参加することは厳につつしまれるよう明記すべき。
7. 非営利性に関する部分、剰余金配分禁止と財産帰属については異議ないが、認可の際になぜ医療審議会の意見が必要なのか、不明。説明を求めたい。
8. 法人の経営透明性の確保のために外部監査、財務諸表の公告が必須なのは当然。会計基準の技術的問題を整理する必要があることはそのとおり。さらにミッション・経営方針・経営活動についての報告も義務付けるべき。